# 事務補佐員の取扱いに関する規則

平成28年4月1日規則第36号
平成29年4月1日規則第77号
平成30年2月13日規則第96号
平成31年1月31日規則第109号
令和元年5月9日規則第1号
令和2年1月30日規則第30号
令和2年3月27日規則第32号
令和3年3月29日規則第16号
令和3年11月12日規則第7号
令和4年3月24日規則第19号
令和5年1月19日規則第13号
令和5年3月29日規則第16号
令和6年1月26日規則第12号
令和7年3月13日規則第18号
令和8年3月25日規則第22号

(目的)

第１条　この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の事務補佐員及び有期雇用職員の無期雇用への転換に関する達(平成29年達第51号)により無期雇用転換した事務補佐員(以下「無期雇用転換した事務補佐員」という。これと合わせて、以下「事務補佐員等」と総称する。)の就業及び給与等に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第２条　この規則において、「事務補佐員等」とは、機構が雇用する雇用期間の定めのある者(前条に規定する達により無期雇用転換した者を含む。)のうち、定年制職員就業規程(平成27年規程第６号)第２条、無期雇用転換職員就業規程(令和４年規程第20号)第２条(無期雇用転換した任期制職員に限る。)、及び任期制職員就業規程(平成27年規程第７号)第２条に、それぞれ定める職員等を補佐する一般的な業務に従事する者とする。

(就業条件)

第３条　事務補佐員の就業条件のうち次の各号に掲げる事項は、当該各号に掲げる任期制職員就業規程の規定を準用する。

（1） 勤務心得　第３条から第８条まで

（2） 勤務時間、休憩時間及び休日　第９条から第12条まで

（3） 時間外勤務　第13条及び第14条

（4） 出退勤及び欠勤等　第16条から第24条まで

（5） 休暇及び休業　第25条から第34条まで

（6） 採用　第37条から第42条まで

（7） 人事異動及び出張等　第43条から第45条まで

(ただし、第43条に規定する出向及び転勤を命じることはない。)

（8） 教育訓練　第46条

（9） 退職及び解雇　第47条から第51条まで

(10) 安全衛生　第52条から第58条まで

(11) 災害補償　第59条

(12) 表彰及び懲戒　第60条から第62条まで

２　無期雇用転換した事務補佐員の就業条件については、無期雇用転換職員就業規程を適用する。

(給与)

第４条　事務補佐員等の給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

（1） 本給

（2） 手当(期末手当、通勤手当、扶養手当(無期雇用転換した事務補佐員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、地域手当及び超過勤務手当)

２　前項第１号に定める本給は、級別本給表(別表)７等級に定める号給により支給する。

３　機構は、事務補佐員等の総合評価結果に応じて、当該事務補佐員等の契約を更新する際に、昇給させることができる。この場合において、昇給の号給数は２号給を標準として、１号給から３号給までの範囲とする。ただし、次に掲げる事務補佐員等には、昇給を行わない。

（1） 退職手続中の事務補佐員等

（2） 直近１年以内に停職以上の懲戒処分を受けた事務補佐員等

（3） 本給の月額が７等級における最高の号給となっている事務補佐員等

４　前３項に規定するもののほか、給与に関する次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる任期制職員給与規程(平成27年規程第17号)の規定を準用する。

（1） 総則(重複給与の禁止～給与の減額) 第４条から第12条まで

（2） 期末手当 第19条。ただし、事務補佐員等については業績評価は実施しないことから、期末手当基礎額に業績評価ランクに応じた係数は乗じない。

（3） 通勤手当 第20条

（4） 扶養手当 第20条の２(無期雇用転換した事務補佐員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)

（5） 地域手当 第21条

（6） 超過勤務手当 第22条

（7） 欠勤者の給与 第23条

（8） 介護休業者及び部分休業者の給与 第24条

（9） 育児休業者及び部分休業者の給与 第25条

(退職手当)

第５条 事務補佐員等には、退職手当は支給しない。

(この規則により難いときの措置)

第６条 この規則及び付随する諸規程等に定めのない事項については､労働基準法その他の法令の定めるところによる。

２ 特別の事情によりこの規則によることが適当でないと認められるときの事務補佐員等の取扱いについては、雇用契約において別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附 則(平成28年４月１日規則第36号)

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附 則(平成29年４月１日規則第77号)

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附 則(平成30年２月13日規則第96号)

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附 則(平成31年１月31日規則第109号)

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附 則(令和元年５月９日規則第１号)

この規則は、令和元年５月９日から施行する。

附 則(令和２年１月30日規則第30号)

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和２年３月27日規則第32号)

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和３年３月29日規則第16号)

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和３年11月12日規則第７号)

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則(令和４年３月24日規則第19号)

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則(令和５年１月19日規則第13号)

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和５年３月29日規則第16号)

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和６年１月26日規則第12号)

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則(令和７年３月13日規則第18号)

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則(令和８年３月25日規則第22号)

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表(第４条関係)

級別本給表

| | 7等級 | |
|---|---|---|
| | 等級号給 | 月額／円 |
| 1 | 7001 | ― |
| 2 | 7002 | ― |
| 3 | 7003 | ― |
| 4 | 7004 | ― |
| 5 | 7005 | ― |
| 6 | 7006 | ― |
| 7 | 7007 | ― |
| 8 | 7008 | ― |

| | | |
|---|---|---|
| 9 | 7009 | — |
| 10 | 7010 | 161,200 |
| 11 | 7011 | 162,900 |
| 12 | 7012 | 164,500 |
| 13 | 7013 | 166,100 |
| 14 | 7014 | 167,700 |
| 15 | 7015 | 169,200 |
| 16 | 7016 | 170,900 |
| 17 | 7017 | 172,500 |
| 18 | 7018 | 174,100 |
| 19 | 7019 | 175,700 |
| 20 | 7020 | 177,200 |
| 21 | 7021 | 178,700 |
| 22 | 7022 | 180,400 |
| 23 | 7023 | 181,900 |
| 24 | 7024 | 183,500 |
| 25 | 7025 | 185,100 |
| 26 | 7026 | 186,700 |
| 27 | 7027 | 188,200 |
| 28 | 7028 | 189,900 |
| 29 | 7029 | 191,500 |
| 30 | 7030 | 193,100 |
| 31 | 7031 | 194,600 |
| 32 | 7032 | 196,200 |
| 33 | 7033 | 197,800 |
| 34 | 7034 | 199,400 |
| 35 | 7035 | 201,000 |
| 36 | 7036 | 202,700 |
| 37 | 7037 | 204,300 |
| 38 | 7038 | 206,000 |

| | | |
|---|---|---|
| 39 | 7039 | 207,400 |
| 40 | 7040 | 209,000 |
| 41 | 7041 | 210,500 |
| 42 | 7042 | 212,200 |
| 43 | 7043 | 213,600 |
| 44 | 7044 | 215,300 |
| 45 | 7045 | 216,900 |
| 46 | 7046 | 218,500 |
| 47 | 7047 | 220,000 |
| 48 | 7048 | 221,600 |
| 49 | 7049 | 223,200 |
| 50 | 7050 | 224,600 |
| 51 | 7051 | 226,100 |
| 52 | 7052 | 227,800 |
| 53 | 7053 | 229,500 |
| 54 | 7054 | 231,100 |
| 55 | 7055 | 232,600 |
| 56 | 7056 | 234,200 |
| 57 | 7057 | 235,900 |
| 58 | 7058 | 237,400 |
| 59 | 7059 | 238,900 |
| 60 | 7060 | 240,700 |
| 61 | 7061 | 242,300 |